

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(大阪市域交通圏、福岡交通圏及び札幌交通圏)に係る審議(第2回)

1. 日 時

平成30年8月21日(火) 11時30分～12時00分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 奈良、北村

4. 議事概要

- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、平成30年7月31日(火)の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、特定地域の指定の期限について、大阪市域交通圏、福岡交通圏及び札幌交通圏は、平成30年11月1日から平成31年3月31日までの間、延長することは適当であるとの結論を得た。
- 事案処理職員から答申案及び答申案に付す要望事項案について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。
- 委員から、延長期間中に明らかになる輸送実績等に基づき、タクシー事業の適正化及び活性化の取組の効果等について、所管局において整理し、運輸審議会に報告をした上で、当該地域の今後の方向性を議論すべきである旨の意見があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。